



二元代表制と行政(市)の仕組み

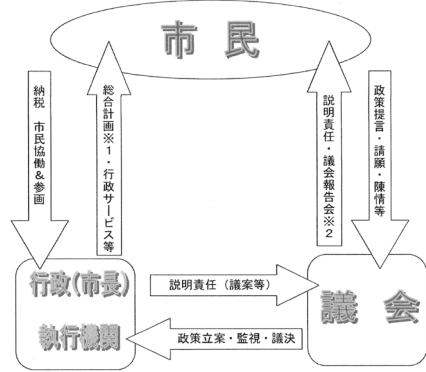
議長 松原 栄樹

“HEART DE ぎかい”

地方公共団体の議会は国(議院内閣制)の議会と違い、首長と議員をそれぞれ住民が直接選挙で選ぶ制度の二元代表制であり、議員は法律や予算などを審査・決定する権限を持っていますが、その執行は首長が責任を持って行います。そのような中、近年の議会改革

において、平成24年6月に湖南市議会基本条例を制定し、本会議・臨時会のネット中継や、一問一答制、議員間討議や自由討議など会議自体の活発化の工夫などを取り入れてまいりました。また、議会報告会の開催など積極的に住民の皆さまとの対話など開かれた議会を目指し今日まで進めてまいりました。議会こそが住民代表として団体意思を決する機関であること、常に認識して事業に当たってまいります。いりましくの解の程お願い申し上げます。

二元代表制と行政(市)の仕組み



3月議会定例会

分類	議案名等	結果
条例(市長提出)	湖南市発達支援センター条例及び湖南市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律および児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	◎
	湖南市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について 第7期介護保険事業計画策定に基づき、介護保険料を改定するため、所要の改正を行うもの。	○
	湖南市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	◎
	湖南市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び湖南市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正および指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。	◎

分類	議案名等	結果
条例(市長提出)	湖南市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について 平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が県から市に移譲されることに伴い、条例を制定するもの。	◎
	湖南市地域産業振興基本条例の制定について 本市における地域産業の振興を推進し、市内の経済の活性化および市民の生活の向上を図ることを目的とし、地域産業に関わる者の役割および責務を明らかにする基本理念を制定するもの。	◎
	湖南市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について 湖南市同和教育推進委員会の廃止に伴い、所要の改正を行うもの。	◎
	湖南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について 災害対応等の面から職員の市内移住および定住を促進するため、住居手当制度の改正を行うもの。	●
	湖南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 国民健康保険税の税率を変更するため、所要の改正を行うもの。	○
	湖南市国民健康保険財政調整基金条例等の一部を改正する条例の制定について 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部改正に伴い、関係条例について、所要の改正を行うもの。	○
	湖南市青少年自然道場条例を廃止する条例の制定について 湖南市青少年自然道場について、施設の老朽化および利用の実状に即し、社会教育施設としての機能を停止することによる廃止に伴い、条例の廃止を行うもの。	◎